

申立日 平成30年12月10日

申 立 書

東京大学科学研究行動規範委員会 御中

東京大学科学研究行動規範委員会規則第6条の規定に基づき、下記のとおり申立てを行います。

記

1. 被申立者の所属、職・氏名

所 属 : 大学院理学系研究科

職・氏名 : 早野龍五教授（現名誉教授）

2. 申立ての具体的な内容と根拠

私は、福島県伊達市在住の主婦です。

東京電力福島第一原子力発電所事故の起きた5ヶ月後の2011年8月以来、私たち伊達市民は、千代田テクノル社製のガラスバッジを使用して、個人線量を計測してきました。早野龍五教授および福島県立医科大学(以下医大という)の宮崎真講師は、千代田テクノルと伊達市から、伊達市民のガラスバッジによる個人外部被曝線量の測定データの提供を受けて研究(福島県立医科大学倫理委員会承認 2603号)を行い2つの論文を Journal of Radiological Technology 誌上で発表しております。

このような研究が行われていることについて、研究対象者である伊達市民にはなんらの通告がなく、また、上記の2つの論文(以下、第1論文と第2論文という)が発表されたことも知らされませんでした。私は最初の論文が発表された後、このような研究が行われていたことを知り、とても驚きました。幸い篤志の研究者の助力を受けることができ、両論文の内容を読み解くことができました。さらに、なぜこのような論文が書かれることになったかに

ついて知るべく伊達市と医大に対して情報公開請求を行い、多くの文書を得ることができました。

第1論文と第2論文を読み解き、公開された文書による検証を行ったことで、研究の遂行と論文作成の過程で、早野氏らが多くの点で、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(注1: 以下倫理指針という)に違反しており、さらに研究不正まで行っていることを確信するに至りました。それゆえ、今回、研究不正に関する申し立てを行うことを決意いたしました。

第1論文および第2論文の主著者は、福島県立医科大学放射線健康管理学講座の宮崎真講師ですが、早野氏が2017年3月15日に行った最終講義(注2)、WEB RONZAに載った早野氏に対するインタビュー記事(注3)医大から情報公開請求で得た文書(資料1)に医大には論文掲載料を支払った記録がないとされており、また第1論文の研究が早野基金に支えられたことが書かれていることから、共著者である早野氏が事実上の研究主体であったとするのが妥当と考えます。それゆえ貴大学に申し立てます。

第1論文は、国の原子力規制委員会または放射線審議会が検討している「放射線障害防止に係る技術的基準の策定」の根拠の一つとなっているため、迅速な調査をお願い致します。

(1) 対象となる発表および論文

- ① 「測って伝える—これまでの歩み、そしてこれから」(2015年9月13日第12回ICRPダイアログにおける発表) <https://www.youtube.com/watch?v=dq9lsd3b5nw>
- ② Individual external dose monitoring of all citizens of Date City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima NPP accident (series): 1. Comparison of individual dose with ambient dose rate monitored by aircraft surveys (2016年12月6日 Journal of Radiological Protection 誌に掲載)
<http://iopscience.iop.org/article/10.1088/1361-6498/37/1/1/meta> (第1論文)
- ③ Individual external dose monitoring of all citizens of Date City by passive dosimeter 5 to 51 months after the Fukushima NPP accident (series): II. Prediction of lifetime additional effective dose and evaluating the effect of decontamination on individual dose (2017年7月6日 Journal of Radiological Protection 誌に掲載)
<http://iopscience.iop.org/article/10.1088/1361-6498/aa6094> (第2論文)

(2) 医学系研究の倫理指針に対する違反

- ① この研究は、研究計画書(資料3)の4ページの研究対象者の選定の項に、「閲覧解析の対象者はデータを本機関に提供する同意があったものに限られる」と記述されている

のかかわらず、医大へのデータ提供に同意していない市民のデータを使用していることが以下の証拠から明らかであり、明白な倫理指針違反である。1)第1論文の表1の2012 3Qに59056人の研究対象者が存在する、2)第1論文の図4cのグラフの研究対象者が59056人である、3)2018年9月に行われた伊達市議会において、伊達市当局が2012 2Qにおける同意者、不同意者および未提出者について、「同意、不同意の数でございますが、7月から9月期の測定結果送付時で、測定者が5万8,481人でありました。その中で同意された方が3万1,151人、不同意の方が97人、未提出の方が2万7,233人となっております、率にいたしますと同意の方が53.3%、不同意の方が0.2%、未提出の方が残り46.5%という状況になっております。」と答弁している(注4)。

- ② 早野氏は2015年9月13日に、(1)-①の発表を行っており、ガラスバッジを用いた個人被曝線量のデータを解析したグラフをもとに解説している(資料2)。研究計画書が医大の倫理委員会に提出されたのは2015年11月2日であり、この研究計画書において早野氏の名前が分担研究者であると初めて現れることになる(研究計画書1ページ)。それゆえ、早野龍五氏は9月13日の時点では、伊達市にとっては第三者にすぎない。そのような第三者が伊達市の保持するガラスバッジの測定データを持っていたこと、そしてそのデータを使って解析を行ったことは、「研究を開始する前に倫理委員会の承認を得る」という倫理指針の基本原則に反することが明白である。

(3) 研究不正

- ① 医大に対する情報公開請求により、本研究の研究終了報告書が開示されている(資料4)。研究終了報告書の日付は2018年10月23日であり、2018年10月31日を持って研究を終了すること、そして資料・情報は研究終了時に全て破棄することが書かれている。最後の論文である第2論文が論文誌に掲載されたのは2017年7月であり、それからわずか1年3ヶ月後に資料・情報が全て破棄されたことになる。倫理指針は情報等をできるだけ長く保管することを義務付けており、また、学術会議の「科学研究の健全性の向上について」(注5)には資料の保存期間は、原則として、当該論文発表後10年間とするとされている。論文発表後1年と少しで資料・情報を全て破棄することは、倫理指針に違反するだけでなく、明白な研究不正であると考えられる。

- ② (1)-①のICRPダイアログの発表および(1)-③の第2論文には不自然な点が多数見られる。資料2として添付する前者のスライド1および2は第2論文の図6と図5 Zone Aに対応するが、同じ内容、同じ分布でありながら、スライドと図では縦軸の目盛りだけが異なっている。また、一方のスライド1のグラフを積分したものがスライド2であ

り、図 6 を積分したものが図 5 Zone A でなければならないのに、値が整合していない。
スライド 2 および図 5 Zone A は研究対象者の生涯累積被曝線量を求めるもととなるグラフであり、累積線量を過小評価するための捏造が疑われる。貴大学によるデータ復旧と検証をお願いします。

注 1: <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000168764.pdf>

注 2: <https://blogos.com/outline/214952/>

注 3: <https://webronza.asahi.com/science/articles/2017022100002.html>

<https://webronza.asahi.com/science/articles/2017022100003.html>

注 4:

http://ssp.kaigiroku.net/tenant/datecity/SpMinuteView.html?council_id=81&schedule_id=3&minute_id=187&is_search=true

注 5: <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-k150306.pdf>